

# 紛争防止条例を考える

マンション紛争で最初に知る「紛争防止条例」は多くの自治体を持っている。  
さまざまな評価のあるこの条例に、私たちは期待してよいものなのか？

2013年7月22日(月) 午後6時30分～8時30分

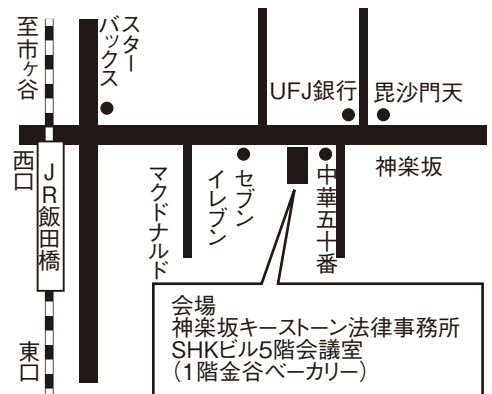
お話し：野口和雄氏(都市プランナー)、小磯盟四郎氏(景住ネット副代表)  
会場：神楽坂キーストーン法律事務所(飯田橋駅 徒歩4分)  
参加費：一般1500円、会員1000円、学生500円(定員15名)

内容:多くの自治体が紛争防止条例を持っているが、その基本的なスタイルは似ているものの、条文も「説明会」を義務規定にしているもの、努力規定にしているものとさまざま。さらに運用による差も報告されている。

紛争防止条例の役割と限界について、全国の先進条例策定にかかわってきた野口和雄氏とマンション紛争の現場に詳しい小磯盟四郎氏の報告からあらためて考える。

**野口和雄氏プロフィール** ●(株) 地域総合計画研究所を経て野口都市研究所を設立。真鶴「美の条例」はじめ多数の自治体でまちづくり条例の制定に携わる。白井市まちづくり条例委員長、横浜市まちづくりコーディネーター他 著書「美の条例」共著 学芸出版、「自治体都市計画の最前線」共著 学芸出版、「都市計画法改正」共著 第一法規、「まちづくり・都市計画なんでも質問室 改訂版」ぎょうせい

**小磯盟四郎氏プロフィール** ●1991年、経営していた町工場の隣地、5.5haの工場跡地で始まった大規模開発に遭遇。その反対運動を通して、日本の都市法制のゆがみを実感、以降乱開発から緑と住環境を守る住民運動に係わる。2001年住民運動の駆け込み寺を目指して「こむて21」を立ち上げ、翌年「まちづくり環境運動川崎市民連絡会」(川崎まち連)を結成して事務局長に専念。08年景住全国ネット結成に参画し、現在副代表。



※終了後、懇親会を予定しています。(会場未定、費用別途)

※いずれも事前に申込が必要です。申込なしでご来場頂いた場合は資料や席が用意できないことがあります。当日、都合が悪くなった場合はキャンセルをお願いします。

※定員に達し次第締め切らせて頂きます。

ホームページからのお申し込み <http://www.machi-kaeru.com>

FAXでのお申し込み FAX (03) 5228-0392

お名前  ご住所

団体名・所属など

電話  ファクス  mail

紛争防止条例を考える

参加

名

景観と住環境を考える全国ネットワーク

<http://www.machi-kaeru.com/> 510@machi-kaeru.com  
〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 3-2-5 SHKビル